

# 第7章 誰もが安心して利用できる 社会サービス体制づくり

社会福祉基礎構造改革の推進により、今後は地域社会での自立自助を基本に、市民が自由に事業者を選択し、契約する制度に切り替わっていくことから、いつ、どこで、どのようなサービスを受けられるか等の情報提供体制の整備や、サービスを提供する事業者の立地誘導、サービスの質の確保、向上が求められています。

こうした中で、保健・医療・福祉にかかるサービス需要に応えるため、サービス事業者の立地誘導に努めるとともに、サービスの質、内容の向上に向け、事業者連絡会を立ち上げ、サービス展開にあたっての連携、調整を図っています。

また、市民からの相談に応じて、的確な助言をすることにより、適切なサービスを提供できるよう、関係機関との連携と調整を行います。

さらに、利用手続きの一本化や総合窓口の開設に向けて、情報提供体制の充実や保健福祉情報のデータベース化を図りながら検討を進めています。

## 1 介護保険制度モニター

介護サービス利用者又はその介護人等を公募により広くモニターとして委嘱し、サービスに関する現場の情報や意見をモニター通信で報告を受け、サービスの質の向上を図っています。

平成 18 年度 20 名を委嘱

## 2 介護相談員

介護相談員が介護保険施設等を定期的に訪問し、利用者と事業者の橋渡し役として相談活動を行っています。利用者の疑問や不満、不安を解消し、苦情に至る事態を未然に防止し、利用者本位のサービス提供のため、サービスの質の向上を図ることを目的としています。

平成 19 年 3 月 31 日現在 相談員数 6 人 訪問施設等 23 カ所

## 3 シルバーサービス事業者連絡会

流山市で事業を行うシルバーサービス事業者間の連携、相互補完を図り、介護サービスの安定的な供給体制づくり、情報の共有及びサービスの質の向上等を図るため、連絡会を設置しています。

平成 19 年 3 月 31 日現在 加入事業者数 60 法人

#### 4 介護支援専門員連絡会

流山市内で活躍する介護支援専門員の連携、相互協力を図り、情報交換及び研修により、市民の立場に立った介護サービス計画（ケアプラン）の作成と介護サービスの安定的な供給に寄与することを目的としています。

平成 19 年 3 月 31 日現在 加入者数 97 人

# 第8章 老人保健医療

老人保健法に基づく医療給付

## 1 医療給付の概要

老人医療は、老人保健法に基づき、75歳以上(平成14年9月30日現在で既に70歳以上の方、ねたきりなどの人は、65歳以上)の人が医療機関にかかる場合、すべての医療機関が協力して高齢者にかかる医療費を負担していく制度です。

対象者 次にあげる三つの要件のすべてに該当する方です。

- (1) 75歳以上の者(平成14年9月30日現在で既に70歳以上の方)及び65歳以上75歳未満で、あらかじめ、ねたきり等一定の障害があると市長の認定を受けた者。
- (2) 医療保険に加入していること。
- (3) 市の区域内に居住地を有すること。

主な一部負担金の概要

単位：円

区分	75歳以上の人の自己負担限度額(月額)			
	【平成18年9月まで】		【平成18年10月以降】	
	外来の限度額 (個人ごとに計算)	入院及び世帯ごと の限度額	外来の限度額 (個人ごとに計算)	入院及び世帯ごと の限度額
一定以上の 所得がある人	40,200	72,300 + [(実際にかった医療 費 - 361,500円) × 1%] (40,200)	44,400	80,100 + [(実際にかった医療 費 - 267,000円) × 1%] (44,400)
一般	12,000	40,200	12,000	44,400
低所得	8,000	24,600	8,000	24,600
		15,000		15,000

( )内は、12か月間に4回以上高額医療費の支給を受ける場合(多数該当)の4回目からの限度額です。

### 計算上の注意

入院の場合、1か月の一部負担金は、限度額までの負担となります。

入院時の食事代や差額ベッド代などは、支給対象とはなりません。

一定以上の所得がある人とは、次の1または2に該当する方です。

- 1 市町村民税の課税所得(各種控除後)が145万円以上ある老人医療受給対象者
- 2 同じ世帯の70歳以上の方(65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方を含む)の市町村民税の課税所得(各種控除後)が145万円以上ある老人医療受給対象者

ただし、課税所得が年額145万円以上でも、年収の合計額が下記の要件に該当する方は、市(高齢者生きがい推進課)への申請により、1割負担となります。

同じ世帯の70歳以上の方（65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方を含む）の総収入を合計

1 対象者が世帯に1人の場合 383万円未満

2 対象者が世帯に2人以上いる場合 520万円未満

低所得の人とは

低所得 は、世帯主及び世帯全員が住民税非課税の人

低所得 は、世帯主及び世帯全員が住民税非課税かつ各種所得等から必要経費、控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人

## 2 医療給付の状況

単位：円

区 分			平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
医 科	入 院	件 数	10,785	11,489	11,286
		金 額	4,401,299,337	4,816,820,635	4,689,830,820
	入院外	件 数	191,506	186,690	176,247
		金 額	2,635,265,249	2,649,539,918	2,552,457,151
歯科		件 数	25,338	25,251	24,423
		金 額	335,994,490	329,505,360	304,696,133
調剤		件 数	124,245	122,934	118,011
		金 額	1,396,025,155	1,456,018,097	1,417,335,917
老人保健施設療養費		件 数	0	0	0
		金 額	0	0	0
訪問看護		件 数	688	643	576
		金 額	21,601,000	22,345,370	22,904,225
食事療養		件 数			
		金 額	259,468,750	284,147,130	221,700,542
合計		件 数	352,562	347,007	330,543
		金 額	9,049,653,981	9,558,376,510	9,208,924,788

### 3 医療費支給費（現金給付）の状況

一時本人が立替え払いし、後日申請書を提出し、払い戻しを受ける場合や柔道整復師の施術を受けたとき、補装具等の購入をしたとき等に支給します。

単位：円

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
一般診療	件 数	6	12	6
	金 額	583,606	742,557	254,299
補装具	件 数	211	211	158
	金 額	6,903,558	6,767,669	4,227,087
柔道整復	件 数	5700	5,783	6,096
	金 額	79,017,204	80,031,204	82,499,530
ハリ・キュウ	件 数	134	104	108
	金 額	2,786,305	2,469,599	2,943,094
アンマ・マッサージ	件 数	688	792	1,146
	金 額	16,231,468	16,772,250	24,742,815
高額医療費	件 数	11,047	12,166	12,848
	金 額	59,807,328	62,503,221	70,222,784
合計	件 数	17,786	19,068	20,362
	金 額	165,329,469	169,286,500	184,889,609

# 第9章 介護保険

## 第1節 介護保険制度の概要

介護保険制度は、老人福祉制度と老人保健制度によって行われていた介護の問題について、制度の一本化を図ったものであり、保健・医療・福祉制度の再編を行ったものです。

背景としては、急激な高齢化の進展は、核家族化、女性の社会進出等による社会構造の変化により介護を家族の問題から社会全体で支えあう仕組みにする必要があったものと考えられます。

また、予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、新たなサービス体系の確立など、介護保険制度の持続可能な介護保険制度の見直しが図られました。

### 1 保険者

市町村が保険者となり、その区域に住所を有する被保険者に対し、保険給付を行います。

### 2 被保険者

対象者	65歳以上の方 (第1号被保険者)	40～64歳までの医療保険加入の方 (第2号被保険者)
サービスが利用できる方	寝たきりや痴呆などで常に介護を必要とする方。 家事や身支度など日常生活において支援が必要な方。	初老期の痴呆や脳血管疾患など老化が原因とされる特定疾病により介護や支援が必要な方。
保険料と納め方	保険料は、所得によって7段階に分かれます。 年金を年額18万円以上受給されている方(障害、遺族年金も可)は、年金天引きになります(特別徴収)。 年金の年受給額が18万円未満の方は、介護保険料納付書を送付いたします(普通徴収)。	保険料は、加入している医療保険ごとに算出されます。 加入している医療保険の保険料に上乗せして一括して収めます。(保険料には、被扶養者の方の負担金も含まれます。)

#### 特定疾病

筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯硬化症、骨折を伴う骨粗鬆症、シャイ・ドレーガー症候群、初老期の痴呆、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、糖尿病性腎症・糖尿病性網膜症及び糖尿病性神経障害、脳血管疾患、パーキンソン病、閉塞性動脈硬化症、慢性関節リウマチ、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、がん(末期)

## 第2節 被保険者の状況

### 1 被保険者世帯数

第1号被保険者のいる世帯数

単位：世帯

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
年度当初	16,831	17,760	18,749
年度内取得	1,651	1,765	1,941
年度内喪失	722	776	838
年度末	17,760	18,749	19,852

### 2 被保険者数

第1号被保険者数

単位：人

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
年度当初	23,498	24,900	26,444
年度内取得	2,356	2,607	2,843
年度内喪失	954	1,063	1,099
年度末	24,900	26,444	28,188

年齢別等第1号被保険者数（年度末）

単位：人

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
65 歳以上 75 歳未満	15,335	16,265	17,456
75 歳以上	9,565	10,179	10,732
（再掲）外国人被保険者	42	47	46
（再掲）住所地特例者	38	42	75
合計	24,900	26,444	28,188

### 第3節 介護認定の状況

#### 1 月別介護認定申請区分状況

介護保険のサービスを受けるためには、市から認定されることが必要です。

認定申請件数

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
新規	1,040	1,055	1,182
更新	3,423	1,559	3,806
区分変更	222	330	328
計	4,685	2,944	5,316

#### 2 介護認定審査会開催状況及び審査結果件数

認定審査会の開催回数と介護度別の認定審査結果です。認定された介護度によって受けられるサービスが異なります。平成 18 年度法律改正

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
開催回数	113	81	127
非該当	229	106	66
要支援	900	764	
経過的要介護			23
要支援 1			501
要支援 2			578
要介護 1	1,462	883	1,224
要介護 2	452	335	816
要介護 3	474	331	717
要介護 4	471	260	554
要介護 5	497	221	570
合計	4,485	2,900	5,049

### 3 介護度別認定者数

年度末現在の介護度別認定者数です。

平成 16 年度実績

単位：人

区 分		要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計	
年度末認定者数		509	1,175	507	430	437	413	3,471	
内 訳	第 1 号被保険者	491	1,097	475	409	416	387	3,275	
	再 掲	65～75 歳未満	97	171	67	60	54	73	522
		75 歳以上	394	926	408	349	362	314	2,753
	第 2 号被保険者		18	78	32	21	21	26	196

平成 17 年度実績

単位：人

区 分		要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計	
年度末認定者数		541	1,335	535	490	435	386	3,722	
内 訳	第 1 号被保険者	524	1,260	504	467	415	362	3,532	
	再 掲	65～75 歳未満	94	190	71	76	60	59	550
		75 歳以上	430	1,070	433	391	355	303	2,982
	第 2 号被保険者		17	75	31	23	20	24	190

平成 18 年度実績

単位：人

区 分		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計	
年度末認定者数		357	351	954	728	601	462	420	3,873	
内 訳	第 1 号被保険者	345	330	909	689	563	439	387	3,662	
	再 掲	65～75 歳未満	73	59	138	109	101	53	71	604
		75 歳以上	272	271	771	580	462	386	316	3,058
	第 2 号被保険者		12	21	45	39	38	23	33	211

## 第4節 介護保険料の状況

### 1 流山市独自の7段階区分の保険料

低所得者の負担を軽減するための措置であり、1人あたりの年額保険料額です。

単位：円

区 分	説 明 (18～20 年度)	旧 区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
第1段階	生活保護者又は老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税者の場合等	1	10,200	13,300	13,300
第2段階	本人が住民税非課税者であり、かつ世帯全員が住民税非課税者で、課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の者	2	23,800	22,200	22,200
第3段階	本人が住民税非課税者であり、かつ世帯全員が住民税非課税者で、第2段階に該当するもの以外の者			31,000	31,000
第4段階	本人が住民税非課税者でも、世帯内に住民税課税者がいる場合等	3	34,100	44,400	44,400
第5段階	本人が住民税課税者で、前年の所得額が200万円未満等	4	42,600	55,500	55,500
第6段階	本人が住民税課税者で、前年の所得額が200万円以上1,000万円未満等	5	51,100	66,600	66,600
第7段階	本人が住民税課税者で、前年の所得額が1,000万円以上の場合	6	68,200	88,800	88,800

税制改正に伴う緩和措置対象者については、別に基準額に対する2年間(平成18年度・平成19年度)の軽減割合があります。

### 2 介護保険料の賦課状況(平成18年度)

区 分	料 率 (円)	被保険者数 (人)	割合 (%)	保険料額 (円)	特別徴収分 (円)	普通徴収分 (円)
第1段階	13,300	237	0.8	3,092,300	616,000	2,476,300
第2段階	22,200	3,803	13.5	76,457,800	55,292,000	21,165,800
第3段階	31,000	1,623	5.8	50,044,200	45,033,500	5,010,700
第4段階	44,400	9,408	33.4	399,815,300	312,129,600	87,685,700
第5段階	55,500	6,295	22.3	323,123,200	271,293,700	51,829,500
第6段階	66,600	6,260	22.2	414,669,400	348,936,700	65,732,700
第7段階	88,800	562	2.0	47,048,500	34,725,300	12,323,200
賦課合計		28,188	100.0	1,314,250,700	1,068,026,800	246,223,900

## 第5節 保険給付の状況

### 1 介護給付・予防給付

平成18年4月～平成19年3月審査集計分です。

区 分	件数	日 数（回数）	費用額（円）	給付額（円）
居宅介護（介護予防）サービス	84,556	1,475,580	2,924,263,380	2,656,936,472
訪問サービス	26,698	222,608	895,675,068	806,106,533
内				
訪問介護	14,047	185,229	635,768,062	572,190,541
訪問入浴介護	1,110	4,945	62,247,272	56,022,419
訪問看護	4,493	16,635	119,816,275	107,834,463
訳				
訪問リハビリテーション	210	1,135	6,001,759	5,401,580
居宅療養管理指導	6,838	14,664	71,841,700	64,657,530
通所サービス	15,463	102,174	896,560,881	806,903,940
内				
通所介護	9,551	66,840	570,958,886	513,862,445
訳				
通所リハビリテーション	5,912	35,334	325,601,995	293,041,495
短期入所サービス	3,844	35,958	305,268,072	274,741,066
内				
短期入所生活介護	3,369	32,245	270,069,271	243,062,160
短期入所療養施設 （介護老人保健施設）	371	2,896	26,610,371	23,949,321
訳				
短期入所療養介護 （介護療養型医療施設）	104	817	8,588,430	7,729,585
福祉用具・住宅改修サービス	10,950	1,031,261	209,987,958	188,989,054
内				
福祉用具貸与	10,243	1,030,597	158,381,490	142,543,341
訳				
福祉用具購入費	382	363	11,348,125	10,213,248
住宅改修費	325	301	40,258,343	36,232,465
特定施設入所者生活介護	2,024	60,511	365,752,444	329,176,922
介護予防支援・居宅介護支援	25,577	23,068	251,018,957	251,018,957
地域密着型（介護予防）サービス	1,341	27,337	254,164,631	228,738,207
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型訪問介護	553	4,397	51,903,191	46,712,865
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	788	22,940	202,261,440	182,025,342
地域密着型特定施設入所者生活介護	0	0	0	0

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	0	0	
施設介護サービス	6,486	214,095	1,710,853,914	1,545,501,386	
介護老人福祉施設	3,560	118,861	902,296,096	817,799,656	
介護老人保健施設	2,701	88,097	723,643,621	651,279,008	
介護療養型医療施設	225	7,137	84,914,197	76,422,722	
特定入所者介護（介護予防）サービス	6,254	-	-	142,366,452	
食費	4,857	-	-	120,038,502	
内 訳	介護老人福祉施設	3,006	-	-	84,731,100
	介護老人保健施設	893	-	-	24,408,795
	介護療養型医療施設	107	-	-	3,089,650
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	-	-	0
	短期入所生活介護	735	-	-	6,964,067
	短期入所生活介護 （介護老人保健施設）	97	-	-	746,930
	短期入所生活介護 （介護療養型医療施設等）	19	-	-	97,960
居住費（滞在費）	1,397	-	-	22,327,950	
内 訳	介護老人福祉施設	748	-	-	15,733,240
	介護老人保健施設	173	-	-	3,240,740
	介護療養型医療施設	5	-	-	82,100
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	-	-	0
	短期入所生活介護	441	-	-	3,118,650
	短期入所生活介護 （介護老人保健施設）	28	-	-	150,020
	短期入所生活介護 （介護療養型医療施設等）	2	-	-	3,200
高額介護サービス	5,819	-	-	52,203,134	
合計	104,456	1,717,012	4,889,281,925	4,625,745,651	

## 2 高額介護サービス費等資金貸付事業

償還払いとなる高額介護サービス費、住宅改修費、福祉用具購入費等を、一時的に支払うことが困難な方に対し、保険給付費相当額を貸付します。

(貸付対象額) 介護サービス費の9割相当額です。

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
件 数 (件)	2	1	0
金 額 (円)	265,617	92,610	0

## 第6節 地域支援事業の実施状況

### 1 高齢者生活管理指導短期宿泊サービス（宿泊サービス）

要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる65歳以上の者（「特定高齢者」という。）で、社会適応が困難な特定高齢者に対し、自立した生活の継続と要介護状態への進行を防ぐために養護老人ホームにおける宿泊を通じて基本的な生活習慣等の指導を行います。

〔利用負担金〕 1日 1,730円

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
利用者数(人)	9	5	5
利用延日数(日)	12	27	19

### 2 給食サービス

おおむね65歳以上のひとり暮らしの方又は高齢者のみの世帯に対し、調理した食事を定期的に提供します。

〔利用料金〕 1食あたり 350円（週3回以内）

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
利用者数(人)	3,918	3,845	3,860
配食数(食)	40,316	39,736	39,586

平成18年度から地域支援事業としてサービス利用対象者ごとに次のとおり事業を分割しました。

#### (1) 特定高齢者への給食サービス

区 分	平成18年度
利用者数(人)	930
配食数(食)	9,535

#### (2) 一般高齢者への給食サービス

区 分	平成18年度
利用者数(人)	2,930
配食数(食)	30,051

### 3 食の自立支援利用調整事業

在宅高齢者が健康で自立した生活が送れるよう、食の自立の観点から、心身の状況、環境等を調査分析し、地域の実情に応じ給食サービスのほか、食関連サービスの利用調整を行います。

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
食のアセスメント件数	373	412	272

平成17年度までは「介護予防・地域支え合い事業」で本事業を行っていました。

#### 4 高齢者筋力向上トレーニング事業（平成 17 年度から実施）

特定高齢者を対象に、簡易な器具を使用したトレーニングや体操などを実施し、要介護状態となることの予防と要介護状態の軽減を図ります。

〔参加費〕 無料

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度
延べ開催数(回)	44	52
参加者数(人)	16	16
総事業費(円)	1,663,740	1,278,900

平成 17 年度は、利用対象者を「要介護認定で要支援、要介護 1 と判定された高齢者及び虚弱高齢者」として高齢者向けマシンを使用したトレーニング事業を参加費 5,000 円徴収し実施しました。

#### 5 高齢者栄養改善事業（平成 18 年度から実施）

特定高齢者を対象に、栄養改善に関する指導や講義を実施し、要介護状態への進行の予防及び軽減を図ります。

〔参加費〕 無料

区 分	平成 18 年度
延べ開催数(回)	44
参加者数(人)	19
総事業費(円)	2,618,700

#### 6 高齢者口腔機能向上事業（平成 18 年度から実施）

特定高齢者を対象に、口腔機能の向上に関する指導や講義を実施し、要介護状態への進行の予防及び軽減を図ります。

〔参加費〕 無料

区 分	平成 18 年度
延べ開催数(回)	44
参加者数(人)	19
総事業費(円)	2,192,400

#### 7 高齢者介護予防普及啓発事業（平成 18 年度から実施）

一般高齢者を対象に、運動機能向上や口腔ケア等並びに認知症及び閉じこもり等の予防啓発パンフレットを配布することなどにより、介護予防に関する基本的な知識の普及啓発を行います。

平成 18 年度

- ・パンフレット作成「いつまでも自立して暮らせるために」 3,700部

## 8 在宅介護支援

地域ケアシステムの中核を担う機関として、地域支援の総合的な相談支援及び地域における多職種者の連携による継続的マネジメントを構築していくなどのため、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、運営していきます。

### (1) 地域包括支援センターの設置

#### 地域包括支援センター一覧

名称	所在地	開設年月
北部地域包括支援センター	江戸川台東 2-19	平成 18 年 4 月
中部地域包括支援センター	下花輪 409 東葛病院内	平成 18 年 4 月
東部地域包括支援センター	野々下 2-488-5 特別養護老人ホームあざみ苑内	平成 18 年 4 月
南部地域包括支援センター	平和台 2-1-2 流山市ケアセンター内	平成 18 年 4 月

### (2) 地域包括支援センターの運営

#### ア 相談実績

#### 地域包括支援センター相談実績 (平成 18 年度)

区分	北部	中部	東部	南部	計
相談総数	1,977	556	848	1,302	4,683
電話	934	288	465	718	2,405
来所	405	69	90	238	802
訪問	636	184	165	300	1,285
その他	2	15	128	46	191

#### イ 運営事業

平成 18 年度実績は、次のとおり。

- ・ 予防給付ケアプラン作成件数 延べ 1,046 件
- ・ 介護予防普及啓発事業 60 回
- ・ 地域介護予防活動支援事業 90 回

#### ウ 地域ケア会議・地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会 (平成 18 年度)

区分	名称	開催数(回)
地域ケア会議	北部地域包括支援センター	2
	中部地域包括支援センター	8
	東部地域包括支援センター	10
	南部地域包括支援センター	1
地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会		5

## 9 成年後見申立事業（平成 18 年度から実施）

判断能力が不十分な認知症高齢者の福祉の増進を図るため、その家族等の 4 親等内の親族が不在等のときは、市長が家庭裁判所に後見人の審判請求を行います。

区 分	平成 18 年度
請求件数（件）	1

## 10 在宅高齢者家族介護慰労金の支給

引き続き 1 年以上、介護保険の要介護 4 又は 5 の認定があり、介護保険サービスを利用していない 65 歳以上の方と同居して、在宅で介護している市民税非課税世帯の家族に支給します。

〔支給額〕 年額 100,000 円

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
支給者数(人)	0	1	0
総支給額(円)	0	100,000	0

## 11 在宅高齢者家族介護用品の支給

介護保険の要介護 4 又は 5 の認定があり、居宅以外のサービスを利用せず、前 1 年間に 3 月を越える入院・入所のない 65 歳以上の方と同居して、在宅で介護している市民税非課税世帯の家族に介護用品が購入できる利用券を支給します。

〔支給額〕 年額 75,000 円

（旧おむつ代助成の経過措置者は、半額）

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
支給者数(人)	46	46	34
総支給額(円)	2,377,240	2,087,810	1,758,725

## 12 徘徊高齢者家族支援サービス

徘徊高齢者を介護する家族が事業者の行う徘徊高齢者家族支援サービスを利用した場合、契約時に要する登録料の一部を助成します。

〔助成額〕 上限 7,350 円（徘徊高齢者 1 人につき 1 回限り）

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
助成件数（件）	0	0	0
助成額（円）	0	0	0

### 13 住宅改修支援事業

居宅介護支援の提供を受けていない要介護者等に係る居宅介護住宅改修費等の支給申請における理由書を介護支援専門員等が作成した場合、その支援を行なうことで、住宅改修に係る給付の適正化を図ります。

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
申請件数（件）	34	36	18
総支給額（円）	70,900	74,800	37,500